

会 則

設立・制定 平成 13 年 7 月 9 日
改正 平成 19 年 7 月 13 日
改正 平成 20 年 7 月 4 日
改正 平成 21 年 7 月 24 日
改正 平成 24 年 7 月 25 日
改正 平成 25 年 7 月 25 日
改正 平成 27 年 7 月 17 日
改正 平成 30 年 6 月 29 日
改正 平成 30 年 7 月 18 日

日本脱塩協会

(Japan Desalination Association)

平成 13 年 7 月 9 日制定

平成 30 年 7 月 18 日改訂

日本脱塩協会（JDA）会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、「日本脱塩協会(Japan Desalination Association)」と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、会員相互の協力および関係者団体との連携により、情報交換、共通問題の解決を行って脱塩技術の振興を図り、もって日本の脱塩・水処理産業および国民の生活に寄与すること、あわせて世界の脱塩・水処理業界において米国、欧州に並ぶ日本の国際的地位を向上させることを目的とする。

（遵守事項）

第 2 条の 2 本会、事務局役員及び会員は、本会における活動に適用のある法令、規則、ガイドライン等を遵守するものとする。

2 本会、事務局役員及び会員は、本会における活動が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（これらに関わる規則、ガイドライン等を含み以下、併せて「独禁法」という。）に抵触することが無いよう、本会における総会、理事会、委員会等の会議（総会、理事会、委員会その他会員によって構成されるすべての協議機関を含む。）、並びに懇親会その他名目を問わず会員が接触する機会において、独禁法上問題となるおそれのある議論及び意見交換等（現在及び将来の商品やサービスの価格、顧客、取引地域、生産・供給数量、市場シェア等に関する情報交換を含む。）を行わないものとする。

（事務所）

第 3 条 本会は、事務所を日本国内に置く。

（事業）

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 膜およびその他脱塩・水処理技術に関する調査研究、技術交流および情報の交換
- 2) 学会、技術研究会の開催および国内外関係者団体の行う学会、研究会等への参加
- 3) 関係行政機関および国内外関係者団体への連絡と協力
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（事業年度）

第 5 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の支弁)

第6条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって支弁する。

第2章 会員

(会員資格)

第7条 本会は、次の法人および個人をもって組織する。

- 1) 脱塩・水処理装置を製造、販売および使用する法人またはこれに準ずる法人（クラス1会員）。
 - 2) 脱塩・水処理装置および関連技術に関する研究開発や関連業務に従事する個人（クラス2会員）。
 - 3) クラス1会員の法人に所属し、脱塩・水処理技術の研究開発や関連業務に従事する個人（クラス3会員）。
 - 4) 理事会が推薦し、本会の運営に適切な助言ができる個人（特別会員Ⅰ）
 - 5) 理事会が承認した関係諸団体に所属する個人（提携会員）
- 2) クラス1会員は、その加入代表者及び同法人所属の個人（追加特別会員）を事務局に届け出る。但し、同個人は2名以内とする。（特別会員Ⅱ）
- 3) 加入代表者は、本会活動における自己の職務を代行させるための実務担当者を事務局に登録することができる。登録された代行者は加入代表者の職務を代行する。

(会費)

第8条 会員は、会費について以下の義務を負う。

年会費は、一口5千円として、各会員別に次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| 1) クラス1会員（法人会員） | 20口以上 |
| 2) クラス2会員（個人会員） | 2口以上 |
| 3) クラス3会員（個人会員） | 1口以上 |
| 4) 特別会員（個人会員） | 0口 |
| 5) 提携会員（個人会員） | 0口 |
- 2) 年会費は、事業年度の中途加入の如何によらず、全額納入するものとする。
- 3) 上記の他、必要に応じて理事会の承認のもとに臨時会費を徴収できる。
- 4) クラス3会員がIDA（International Desalination Association）会員として登録されている期間については、特別会員とみなし、年会費を0口とする。

(注) 提携会員の取扱い

- 1) J D Aが認める他の法人の個人会員を、本法人の個人会員として登録する。

- 2) 本法人の会費は不要とする。
- 3) J D Aが主催するセミナー、講演会など、J D Aが指定する有償イベントに、J D A会員と同等の参加費で参加できる。
- 4) 上記以外の特典は、付与しない。(議決権もなし)

(入退会)

第9条 本会の入退会について、次のように定める。

1) 入会

第7条の資格を有する法人また個人で、本会に入会希望のある場合は、理事会の承認を得て入会できる。

2) 退会

会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

会員は、退会により、本会に対する権利、義務を失う。ただし、未納の入会金および会費は負担すべき義務を負い、既納の入会金および会費は返納しない。

(除名)

第10条 会員が、この会則若しくは総会の決議に違反する行為または本会の運営に支障を及ぼす行為を行った場合は、総会の決議によってこれを除名することができる。

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 6名以内 |
| 3) 理事 | 10名以内 |
| 4) 監事 | 2名 |
| 5) 特別顧問 | 若干名 |

(役員を選任及び退任)

第12条 本会の役員は、総会において全会員の中からこれを選任する。

ただし、選任された役員のうち、法人会員に属する役員が、人事異動等により交代する場合は、会長の承認事項として選任することができる。

- 2 役員が任期途中で辞任を申し出た場合は、理事会にて審議し、辞任を承認することができる。

(会長の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、総会および理事会の議長となり会務を総理する。

(副会長の職務)

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を通じて会務の執行に参画する。

(監事の職務)

第16条 監事は、毎年期末および必要がある場合には経理帳簿、現金および資産の監査を行い、理事会と総会に報告する。

(特別顧問の職務)

第17条 特別顧問は、理事会の要請に基づき、会務の執行に助言することができる。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠または増員で選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第4章 機関

第1節 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

(総会の種類)

第20条 総会は、毎年1回の定時総会および臨時総会とし、会長が、これを招集する。

臨時総会は、次の場合に、これを招集する。

- 1) 会長が必要と認めるとき
- 2) 会員の要請により、理事会において協議の上、これを招集することを決めたとき

(総会の招集)

第21条 総会を招集する場合は、会員に対し、少なくとも1週間以前に議案を示し、開催の日時および場所を通知しなければならない。

(議決権)

第22条 会員の総会における議決権は、各会員の支払い年会費一口につき1票とする。

- 2 会員は、他の出席会員を代理人として、委任状による議決権を行使することができる。
- 3 特別会員Ⅰ、特別会員Ⅱおよび提携会員は議決権を持たない。

(総会の通常議決)

第23条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数によって決める。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の特別議決)

第24条 次に掲げる事項は、会員全議決権の3分の2以上を有する会員の出席を要し、その過半数の決議によらなければならない。

- 1) 会則の変更
- 2) 会員の除名
- 3) 会費の改定
- 4) 解散

(総会の成立)

第25条 総会は、会員全議決権の過半数を有する会員の出席によって成立する。

第2節 理事会

(構成員および運営)

第26条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成する。

- 2 理事会の運営に関する諸事項は、この会則に定めのあるものを除き、理事会の決議により決定する。

(開催および招集)

第27条 理事会は、少なくとも毎年2回定期的にこれを開催する。

- 2 理事会は、次の場合には臨時にこれを開催する。
 - 1) 会長または理事会が必要と認めたとき
 - 2) 3分の1以上の構成員が請求したとき
- 3 理事会の招集に際して、会長は、その構成員に対して、日時、場所および目的とする事項を記載した書面をもって、1週間前までに通知しなければならない。

(定足数および議決)

第28条 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない事由により理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または委任状により他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前条の各号については出席したものとみなす。

(議決事項)

第30条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- 1) 総会に付議する事項
- 2) 本会の運営上重要な基本的事項、ただし、総会の決議事項として会則に規定のあるものを除く。
- 3) 役員の退任

(議事録)

第31条 理事会の協議については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成する。

- 1) 日時および場所
 - 2) 出席構成員の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
 - 3) 議決事項
 - 4) 議事の経過等
- 2 議事録は、議長または議長の指名した構成員が作成し、議長および出席構成員2名以上がこれに記名捺印しなければならない。

(総会承認書類)

第32条 理事会は、毎年事業年度終了後、遅滞なく次に掲げる書類を作成し、総会に提出し承認を得なければならない。

- 1) 事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支決算書
- 2) 余剰金または不足金処分案
- 3) 次年度事業計画案および収支予算案

第3節 委員会

(委員会の設置)

第33条 本会は、事業の適性かつ円滑な進行をはかるため、理事会の決議により必要な委員会を置くことができる。また目的を終えた委員会を理事会の決議により解散することができる。

(構成員)

第34条 委員会は、委員長、副委員長および委員（以下委員会構成員）をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選によって選任する。
- 3 委員は、会員の中から公募により選任し、理事会が委嘱する。

(任期)

第35条 委員会構成員の任期は（2年）とする。

- 2 補欠または増員で選出された委員会構成員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。いずれも再任を妨げない。

(議事録)

第36条 委員長は、委員会開催の都度、速やかに議事録を作成し、当該委員および会長に送付するとともに、会員間の情報交換のため事務局でこれを保管する。

(機能)

第37条 委員会は、その目的とする事項について、企画、調査、研究または対外折衝を行う。

(運営等)

第38条 委員会の組織、構成、運営等に関する事項は、理事会の議決により定める。
2 運営計画、予算、年間報告書および決算については、総会報告用の資料とする。
3 運営計画の変更および予算枠の変更に関しては、理事会の承認を求める。

第4節 事務局

(事務局の構成)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局の業務、その他事務局に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。
3 事務局には、事務局長1名のほか、事務局補佐および所要の職員を置くことができる。
4 事務局長は、会長が理事会の同意を得て委嘱し、職員は会長が任免する。
5 会長は、事務局を管理する。

(事務局の機能)

第40条 事務局は、理事会の監督のもと、会費ほかの徴収および経費の支出を行い、経理帳簿、現金および資産の管理を行う。
2 事務局は、期末および必要がある場合には、会計報告および資産台帳を作成し、理事会と総会に報告する。

第5章 I D A (世界脱塩協会) への役員派遣

(I D A役員派遣)

第41条 本会は、I D A (世界脱塩協会) の同意を前提として、I D Aに役員を派遣することができる。I D A役員候補者は、本会の役員から互選によって選任する。

以上

<補足説明>

平成30年6月29日、第9条の未納の「未」の脱字を修正した。

平成30年7月18日、第3条を一部冗贅した。